

1. 改正の概要

(1) 国による類型の指定

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に基づき定められる環境基準のうち、生活環境に係る水質環境基準については、河川、湖沼及び海域でそれぞれの利用目的に応じて類型を設け、水域ごとに類型指定を行うこととしており、国においては、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令第371号）に定められた47河川・海域（複数の都道府県の区域にわたる37河川及び10海域）について、類型指定を行っている。

(2) 海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の類型指定

海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の類型指定については、「海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件」（平成21年3月環境省告示第15号。以下「海域類型指定告示」という。）により、水域類型を指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を定めている。

(3) 水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型（海域）の指定

中央環境審議会に対する諮問「水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について」（平成16年8月27日）により、公共用水域（河川、湖沼及び海域）毎に水生生物の生息状況の適応性に応じた水域類型についてなされた審議の結果を踏まえ、個々の水域に対して水域類型を指定している。当該環境基準の類型指定（海域）の指定については、これまで、国が類型指定を行う海域のうち9海域（東京湾、伊勢湾、大阪湾、播磨灘北西部、備讃瀬戸、燧灘東部、燧灘北西部、広島湾西部、響灘及び周防灘）について、中央環境審議会の答申に基づき、類型指定を行った。

今般、平成29年10月31日付中央環境審議会答申（「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について（第9次答申）」（中環審第1006号））に基づき、有明海について類型指定を行うものである。

(4) 施行日

平成30年3月28日

2. 改正の内容

今般、平成 29 年 10 月 31 日の中央環境審議会水環境部会（第 43 回）の審議を踏まえてなされた答申（「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について（第 9 次答申）」（平成 29 年 10 月 31 日中環審第 1006 号））に基づき、有明海について類型指定を行うため、海域類型指定告示に以下のとおり追加するものである。

政令別表による名称	水 域	該当類型	達成期間	指定日
10 諫早湾潮受堤防、長崎県瀬 詰埼から熊本県天草下島シラ タケ鼻まで引いた線、同島と同 県天草上島を結ぶ瀬戸大橋、同 島と同県前島を結ぶ松島橋、同 島と同県大池島を結ぶ前島橋、 同島と同県永浦島を結ぶ中の 橋、同島と同県大矢野島を結ぶ 大矢野橋、同島と同県宇土半島 を結ぶ天門橋及び陸岸により 囲まれた海域（有明海）	有明海（全域。ただ し、有明海(イ)及び (ロ)に係る部分を 除く。）	海域生物A	イ	平成 30 年 3 月 28 日
	有明海(イ)（別記 27 の水域）	海域生物特 A	イ	平成 30 年 3 月 28 日
	有明海(ロ)（別記 28 の水域）	海域生物特 A	イ	平成 30 年 3 月 28 日

別記 27 長崎県瀬詰埼と同地点から南方 730m の地点（北緯 32 度 35 分 4 秒、東経 130 度 10 分 15 秒）を結ぶ線、同地点と同地点から北東方 1,530m の地点（北緯 32 度 35 分 28 秒、東経 130 度 11 分 6 秒）を結ぶ水深 30m の等深線、同地点と同地点から北東方 1,370m の地点（北緯 32 度 35 分 49 秒、東経 130 度 11 分 53 秒）を結ぶ水深 30m の等深線、同地点と同地点から南東方 1,970m の地点（北緯 32 度 34 分 58 秒、東経 130 度 12 分 38 秒）を結ぶ線、同地点と同地点から東方 2,500m の地点（北緯 32 度 34 分 46 秒、東経 130 度 14 分 13 秒）を結ぶ水深 30m の等深線、同地点と同地点から北東方 1,510m の地点（北緯 32 度 35 分 6 秒、東経 130 度 15 分 6 秒）を結ぶ水深 30m の等深線、同地点と同地点から北方 1,650m の地点（北緯 32 度 35 分 57 秒、東経 130 度 15 分 22 秒）を結ぶ線、同地点と同地点から北東方 3,240m の地点（北緯 32 度 36 分 42 秒、東経 130 度 17 分 15 秒）を結ぶ水深 30m の等深線、同地点と同地点から南東方 1,080m の地点（北緯 32 度 36 分 26 秒、東経 130 度 17 分 51 秒）を結ぶ線、同地点と同地点から北東方 1,110m の地点（北緯 32 度 36 分 42 秒、東経 130 度 18 分 29 秒）を結ぶ水深 30m の等深線、同地点と同地点から北西方 1,600m の地点（北緯 32 度 37 分 8 秒、東経 130 度 17 分 37 秒）を結ぶ線、同地点と同地点から北東方 4,020m の地点（北緯 32 度 38 分 28 秒、東経 130 度 19 分 39 秒）を結ぶ水深 30m の等深線、同地点と同地点から東方 2,630m の地点（北緯 32 度 38 分 31 秒、東経 130 度 21 分 20 秒）を結ぶ線、同地点と同地点から西方 1,770m の地点（北緯 32 度 38 分 49 秒、東経 130 度 20 分 15 秒）を

結ぶ線、同地点と同地点から北東方 2,240mの地点（北緯 32 度 39 分 38 秒、東経 130 度 21 分 19 秒）を結ぶ水深 30mの等深線、同地点と同地点から北東方 2,360mの地点（北緯 32 度 40 分 47 秒、東経 130 度 21 分 58 秒）を結ぶ水深 30mの等深線、同地点と同地点から南東方 3,060mの地点（北緯 32 度 39 分 27 秒、東経 130 度 23 分 7 秒）を結ぶ線、同地点と同地点から南東方 2,780mの地点（北緯 32 度 38 分 48 秒、東経 130 度 24 分 43 秒）を結ぶ線、同地点と同地点から北東方 2,260mの地点（北緯 32 度 39 分 33 秒、東経 130 度 25 分 52 秒）を結ぶ水深 30mの等深線、同地点と同地点から北東方 3,930mの地点（北緯 32 度 41 分 5 秒、東経 130 度 27 分 36 秒）を結ぶ水深 30mの等深線、同地点と同地点から北方 4,160 mの地点（北緯 32 度 43 分 18 秒、東経 130 度 27 分 55 秒）を結ぶ線、同地点と同地点から北方 5,130mの地点（北緯 32 度 46 分 4 秒、東経 130 度 28 分 14 秒）を結ぶ線、同地点と同地点から北方 4,600mの地点（北緯 32 度 48 分 32 秒、東経 130 度 28 分 11 秒）を結ぶ線、同地点と同地点から北東方 310mの地点（北緯 32 度 48 分 41 秒、東経 130 度 28 分 18 秒）を結ぶ水深 30mの等深線、同地点と同地点から南東方 870mの地点（北緯 32 度 48 分 21 秒、東経 130 度 28 分 40 秒）を結ぶ水深 30mの等深線、同地点と同地点から南方 4,770mの地点（北緯 32 度 45 分 49 秒、東経 130 度 29 分 16 秒）を結ぶ水深 30mの等深線、同地点と同地点から南方 6,140mの地点（北緯 32 度 42 分 32 秒、東経 130 度 29 分 41 秒）を結ぶ水深 30mの等深線、同地点と同地点から南西方 2,260mの地点（北緯 32 度 41 分 40 秒、東経 130 度 28 分 40 秒）を結ぶ水深 30mの等深線、同地点と同地点から東方 710mの地点（北緯 32 度 41 分 34 秒、東経 130 度 29 分 6 秒）を結ぶ水深 30mの等深線、同地点と同地点から北東方 1,160mの地点（北緯 32 度 41 分 48 秒、東経 130 度 29 分 47 秒）を結ぶ水深 30mの等深線、同地点と同地点から南方 3,590mの地点（北緯 32 度 39 分 56 秒、東経 130 度 29 分 15 秒）を結ぶ水深 30mの等深線、同地点と同地点から南西方 3,040 mの地点（北緯 32 度 38 分 35 秒、東経 130 度 28 分 8 秒）を結ぶ水深 30mの等深線、同地点と同地点から南西方 2,600mの地点（北緯 32 度 37 分 43 秒、東経 130 度 26 分 49 秒）を結ぶ水深 30mの等深線、同地点と同地点から南西方 370mの地点（北緯 32 度 37 分 37 秒、東経 130 度 26 分 37 秒）を結ぶ線、同地点と同地点から南方 120mの熊本県大矢野島地先の陸地の地点（北緯 32 度 37 分 33 秒、東経 130 度 26 分 38 秒）を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域。（ただし、早崎漁港C防波堤先端と同港D防波堤先端を結ぶ線、口ノ津港大泊船留防波堤A先端と同港大泊船留防波堤B先端を結ぶ線、同港東大屋防波堤先端と同港東大屋防波堤(A)先端を結ぶ線、南有馬漁港（南有馬地区）防砂堤南端と同港護岸 I 南端を結ぶ線、南有馬漁港（浦田地区）東防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、龍石漁港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、須川港灘防波堤D先端と同港灘防波堤E先端を結ぶ線、同港灘防波堤A先端と同港船津防波堤A先端を結ぶ線、同港船津防波堤B先端と同港向防波堤先端を結ぶ線、有家漁港防波堤（西）先端と同港防波堤東先端を結ぶ線、有家漁港（小川港区）中須川防砂堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、堂崎港西防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線、国道 251 号南側と海岸線との交点同士を結ぶ線、貝崎漁港（貝崎港区）貝崎島防波堤先端と同港貝崎東防波堤先端を結ぶ線、貝崎漁港（山ノ下港区）山ノ下A防波堤先端と同港山ノ下B防波堤先端を結ぶ線、布津漁港湯田港A防砂堤先端と同港湯田港B防砂堤先端を結ぶ線、深江漁港島防波堤先端と同港沖防波堤先端を結ぶ線、枯木漁港南防波堤先端

と同港北防波堤先端を結ぶ線、島原港（外港地区）島原港外港防波堤（A）先端と同港島原港外港防波堤（B）北端を結ぶ線、同防波堤南端、杵島東端、同島東端から真南に引いた延長線上の陸岸を結ぶ線、島原港（霊南地区）大手浜護岸F西端と同港島山護岸D北端を結ぶ線、同港霊南防波堤（D）先端と島原外港防波堤C先端を結ぶ線、島原港（三会地区）防波堤A先端と同港防波堤D先端を結ぶ線、同港防波堤E先端と同港防波堤1先端を結ぶ線、同港-5.5M岸壁B北東角と同港防波堤E南東角を結ぶ線、同港前浜防波堤A先端と同港前浜防波堤B先端を結ぶ線、猛島漁港南防波堤先端と同港北防波堤先端を結ぶ線、三会漁港南防波堤北東角と同港北防波堤先端を結ぶ線、松尾漁港（松尾）松尾南防波堤先端と同港E護岸南東角を結ぶ線、松尾漁港（半田）半田南防波堤先端と同港半田北防波堤先端を結ぶ線、大三東漁港東防波堤先端と同港北防砂堤先端を結ぶ線、湯江漁港浜東防波堤先端と同港北防波堤先端を結ぶ線、多比良港防波堤（D）先端と同港多比良港防波堤（E）先端を結ぶ線、同港多比良港防波堤（沖）先端と同港多比良港西防波堤先端を結ぶ線、神代港第3防波堤先端、同港第2防波堤先端と同港第1防波堤先端を結ぶ線、西郷港防波堤（南）先端と同港西防波堤先端を結ぶ線、小長井港（帆先地区）長戸西防波堤先端と同港長戸東防波堤先端を結ぶ線、同港帆崎防砂堤先端から真北に引いた延長線上の護岸を結ぶ線、小長井港（井崎地区）小川原浦南防波堤先端と同港井崎北防波堤先端を結ぶ線、小長井港（築切地区）築切南防波堤先端と同港築切北防波堤②先端を結ぶ線、道越漁港道越南側防波堤先端と同港1号防波堤先端を結ぶ線、同港竹崎道路護岸南端と同港2号臨港道路護岸西端を結ぶ線、道越漁港（竹崎）竹崎西側防波堤先端と同港竹崎東側防波堤先端を結ぶ線、野崎漁港（洗出）2号防波堤先端と同港1号防波堤先端を結ぶ線、野崎漁港（水谷）1号南防波堤先端と同港1号北防波堤先端を結ぶ線、大浦港大浦2号防波堤先端と同港広江防波堤先端を結ぶ線、破瀬ノ浦漁港南防波堤先端と同港北防波堤先端を結ぶ線、糸岐漁港C物揚場先端と同港3号護岸東端を結ぶ線、多良漁港（多良）南側防波堤先端と同港北側防波堤先端を結ぶ線、同港4号護岸北東角と同港3号物揚場先端を結ぶ線、同港防砂堤先端と同港5号物揚場先端を結ぶ線、多良漁港（伊福）南防波堤先端と同港北防波堤先端を結ぶ線、飯田漁港（箱崎地区）箱崎防波堤先端、同港箱崎2号物揚場先端と同港箱崎4号物揚場先端を結ぶ線、同港箱崎2号護岸北端と同港箱崎関連施設用地護岸南西角を結ぶ線、飯田漁港（飯田地区）2号防波堤先端と同港3号防波堤先端を結ぶ線、七浦漁港（音成地区）音成防波堤先端と同港音成物揚場北西角を結ぶ線、七浦漁港（塩屋地区）塩屋1号防波堤先端と同港塩屋5号防波堤北西角を結ぶ線、同港塩屋防波堤南端と同港塩屋2号防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端と同港塩屋3号防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端と同港塩屋船揚場南東角を結ぶ線、浜漁港北側防波堤先端と同港南側防波堤先端を結ぶ線、新有明漁港3号防波堤先端と同港4号防波堤先端を結ぶ線、広江漁港16号物揚場南端と同港18号物揚場南端を結ぶ線、皿垣開漁港第5号物揚場南端から両開漁港第25号物揚場南端を通過する延長線上の護岸を結ぶ線、黒崎漁港2号防波堤南西角、同港4号防波堤北東角と同港1号防波堤北西角を結ぶ線、大牟田港新開地区海岸南西角と同港岬町地区海岸北西角を結ぶ線、三池港北防砂堤灯台から真東に引いた延長線上の護岸を結ぶ線、荒尾港43040B-1-1荒尾港防波堤先端と同港43040B-1-2荒尾港防波堤先端を結ぶ線、同港大島突堤先端から真南に引いた延長線上の護岸を結ぶ線、同港南新地けい船岸（西側）南端と同港南新地けい船岸（東

側) 南端を結ぶ線、一部漁港 2 号導流堤先端と同港 1 号導流堤先端を結ぶ線、長洲港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、新川漁港 A-5-1 下沖州 1 号導流堤先端と同港 4 号防波堤先端を結ぶ線、大正開漁港 A-1-2 長保西防波堤先端と同港 1 号防波堤先端を結ぶ線、玉名漁港 (滑石地区) A-2-8 D 護岸東端と同港 A-5-2 導流堤先端を結ぶ線、玉名漁港 (大浜地区) 4 号防波堤先端と同港 A-1-10 3 号防波堤先端を結ぶ線、横島漁港 1 号防波堤先端と同港 A-2-3 護岸南端を結ぶ線、河内港白浜防波堤先端と同港小白防波堤先端を結ぶ線、同港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、塩屋漁港 B 突堤基部と同港 4 号防波堤先端を結ぶ線、百貫港 B-1-4 近津防波堤先端と同港 B-1-3 近津防波堤先端を結ぶ線、同港島防波堤先端と同港防波堤 C 先端を結ぶ線、同港要江防波堤先端と同港要江導流堤先端を結ぶ線、同港小島防波堤先端と同港小島突堤先端を結ぶ線、熊本港南防波堤西端と同港北防波堤基部を結ぶ線、同港南防波堤東端と同港防波護岸南西角を結ぶ線、四番漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、海路口漁港北導流堤先端と同港 2 号防波堤先端を結ぶ線、住吉漁港 (住吉) 2 号防波堤先端と同港 1 号防波堤先端を結ぶ線、住吉漁港 (長部田) 長部田 3 号物揚場先端と同港長部田 1 号物揚場先端を結ぶ線、長浜漁港 2 号防波堤先端と同港 3 号防波堤先端を結ぶ線、長浜漁港 (小池) 小池北側防波堤東端と同港東側防波堤先端を結ぶ線、網田漁港 2 号導流堤先端と同港 1 号導流堤先端を結ぶ線、赤瀬漁港 (東側) 東防波堤先端と同港西防波堤先端を結ぶ線、赤瀬漁港 (西側) 東側防波堤先端と同港西防波堤先端を結ぶ線、小田良漁港北防波堤先端と同港西側 1 号防波堤北端を結ぶ線、大田尾漁港北防波堤先端と同港 1 号防波堤先端を結ぶ線、三角港 (西港地区) 西港防波堤西先端と同港西港防波堤東先端を結ぶ線、同港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、三角港 (岩谷地区) 岩谷防波堤 (西) 先端と同港岩谷防波堤 (東) 先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。) (有明海 (イ))

別記 28 熊本県大矢野島地先の陸地の地点 (北緯 32 度 37 分 33 秒、東経 130 度 26 分 38 秒) と同地点から北方 120m の地点 (北緯 32 度 37 分 37 秒、東経 130 度 26 分 37 秒) を結ぶ線、同地点と同地点から西方 710m の地点 (北緯 32 度 37 分 31 秒、東経 130 度 26 分 10 秒) を結ぶ水深 30m の等深線、同地点と同地点から南西方 870m の地点 (北緯 32 度 37 分 11 秒、東経 130 度 25 分 47 秒) を結ぶ水深 30m の等深線、同地点と同地点から西方 1,220m の地点 (北緯 32 度 37 分 6 秒、東経 130 度 25 分 1 秒) を結ぶ水深 30m の等深線、同地点と同地点から南西方 1,450m の地点 (北緯 32 度 36 分 45 秒、東経 130 度 24 分 11 秒) を結ぶ水深 30m の等深線、同地点と同地点から西方 860m の地点 (北緯 32 度 36 分 55 秒、東経 130 度 23 分 40 秒) を結ぶ水深 30m の等深線、同地点と同地点から南西方 2,080m の地点 (北緯 32 度 36 分 12 秒、東経 130 度 22 分 39 秒) を結ぶ水深 30m の等深線、同地点と同地点から西方 1,400m の地点 (北緯 32 度 36 分 23 秒、東経 130 度 21 分 47 秒) を結ぶ線、同地点と同地点から西方 2,520m の地点 (北緯 32 度 36 分 30 秒、東経 130 度 20 分 10 秒) を結ぶ水深 30m の等深線、同地点と同地点から西方 930m の地点 (北緯 32 度 36 分 19 秒、東経 130 度 19 分 37 秒) を結ぶ水深 30m の等深線、同地点と同地点から南方 1,300m の地点 (北緯 32 度 35 分 40 秒、東経 130 度 19 分 19 秒) を結ぶ水深 30m の等深線、同地点と同地点から南方 2,040m の地点 (北緯 32 度 34 分 36 秒、東経 130 度 18 分 60 秒) を結ぶ水深 30m の等深

線、同地点と同地点から南東方480mの地点（北緯32度34分22秒、東経130度19分8秒）を結ぶ水深30mの等深線、同地点と同地点から東方1,110mの地点（北緯32度34分26秒、東経130度19分50秒）を結ぶ水深30mの等深線、同地点と同地点から南西方2,040mの地点（北緯32度33分58秒、東経130度18分39秒）を結ぶ水深30mの等深線、同地点と同地点から南方1,590mの地点（北緯32度33分10秒、東経130度18分17秒）を結ぶ水深30mの等深線、同地点と同地点から北西方710mの地点（北緯32度33分25秒、東経130度17分57秒）を結ぶ水深30mの等深線、同地点と同地点から南西方1,750mの地点（北緯32度33分3秒、東経130度16分55秒）を結ぶ水深30mの等深線、同地点と同地点から北西方1,290mの地点（北緯32度33分38秒、東経130度16分28秒）を結ぶ水深30mの等深線、同地点と同地点から南西方920mの地点（北緯32度33分21秒、東経130度15分60秒）を結ぶ水深30mの等深線、同地点と同地点から南方950mの地点（北緯32度32分51秒、東経130度16分7秒）を結ぶ水深30mの等深線、同地点と同地点から西方1,890mの地点（北緯32度32分31秒、東経130度14分58秒）を結ぶ水深30mの等深線、同地点と同地点から西方2,180mの地点（北緯32度32分51秒、東経130度13分37秒）を結ぶ水深30mの等深線、同地点と同地点から西方2,100mの地点（北緯32度33分0秒、東経130度12分18秒）を結ぶ水深30mの等深線、同地点と同地点から西方2,200mの地点（北緯32度33分22秒、東経130度10分57秒）を結ぶ水深30mの等深線、同地点と同地点から西方690mの地点（北緯32度33分21秒、東経130度10分31秒）を結ぶ水深30mの等深線、同地点と同地点から熊本県天草下島シラタケ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（ただし、白濤漁港（登立）北側防波堤先端と同港南側突堤先端を結ぶ線、串漁港漁港区域1点と同港漁港区域2点を結ぶ線、大手原漁港北側2号防波堤先端と同港3号防波堤先端を結ぶ線、七ツ割漁港北側防波堤先端と同港南側2号防波堤先端を結ぶ線、野釜漁港東防波堤先端と同港野釜防波堤先端を結ぶ線、湯島漁港7号防波堤先端と同港6号防波堤西端を結ぶ線、同防波堤東端と同港9号防波堤先端を結ぶ線、鳩之釜漁港2号防波堤A-1-2先端と同港1号防波堤先端を結ぶ線、上天草港（江樋戸港区）B-1-1江樋戸防波堤（A）南端と同港B-1-2東江樋戸防波堤先端を結ぶ線、上天草港（江後港区）B-1-3江後東防波堤先端と同港B-1-4江後東防波堤先端を結ぶ線、同港B-1-1江後北防波堤先端と同港B-1-2江後南防波堤先端を結ぶ線、上天草港（小泊港区）B-1-1小泊港防波堤先端と同港B-1-3小泊港防波堤先端を結ぶ線、同港B-1-2瀬高防波堤先端と同港B-7-1瀬高突堤先端を結ぶ線、樋合漁港樋合防波堤先端と同港樋合3号防波堤先端を結ぶ線、同港瀬戸防波堤先端から真南に引いた延長線上の護岸を結ぶ線、同港樋合9号防波堤先端と同港4号防波堤先端を結ぶ線、フィッシャリーナ天草2号防波堤A-1-7先端と同港1号防波堤先端を結ぶ線、楠甫漁港釘島防波堤先端と同港水湧防波堤先端を結ぶ線、大浦港大浦港防波堤先端と同港北防波堤先端を結ぶ線、同防波堤南端と同港南防波堤先端を結ぶ線、大浦漁港蛭子鼻1号防波堤先端と同港蛭子鼻3号防波堤先端を結ぶ線、同港瀬の上防波堤先端から真南に引いた延長線上の護岸を結ぶ線、須子漁港1号防波堤先端と同港檜の戸防波堤先端を結ぶ線、天草港（赤崎港区）東防波堤先端と同港西防波堤先端を結ぶ線、天草港（上津浦港区）北防波堤先端と同港1号防波堤先端を結ぶ線、天草港（下津浦港区）東防波堤先端と同港西防波堤北端を結ぶ線、同防

波堤南端から真南に引いた延長線上の護岸を結ぶ線、天草港（茂木根港区）茂木根防波堤先端と同港茂木根突堤3号先端を結ぶ線、美の越漁港1号防波堤先端と同港2号防波堤先端を結ぶ線、島子漁港（小島子）8号防波堤先端と同港14号防波堤北端を結ぶ線、同防波堤南端から真南に引いた延長線上の護岸を結ぶ線、同港10号防波堤先端と同港11号防波堤先端を結ぶ線、島子漁港（大島子）1号防波堤先端、同港3号防波堤先端と同港4号防波堤先端を結ぶ線、志柿漁港1号防砂堤南端、同港1号防波堤先端と同港2号防波堤先端を結ぶ線、本渡港大矢崎防波堤先端と同港大矢崎北防波堤先端を結ぶ線、同港本渡防波堤基部と同港南川防波堤先端を結ぶ線、佐伊津漁港3号防波堤先端と同港6号防波堤先端を結ぶ線、御領漁港A-1-31号防波堤南端と同港2号防波堤先端を結ぶ線、大島漁港（五和）1号防波堤先端と同港大島2号防波堤先端を結ぶ線、鬼池港外港防波堤先端と同港内港防波堤先端を結ぶ線、宮津漁港1号防波堤先端と同港東防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。）（有明海（ロ））

<参考>

水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号）別表2（抜粋）

2 海域

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
海域生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l 以下	0.001mg/l 以下	0.01mg/L 以下
海域生物 特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l 以下	0.0007mg/l 以下	0.006mg/L 以下